

# 道路運送法における許可又は登録を 要しない運送に関するガイドラインについて

---

北海道運輸局自動車交通部  
令和6年11月28日

# 許可又は登録を要しない運送に関するガイドラインについて

\*許可登録の要否は、それぞれの事案に則して個別に総合的な判断となります

## 「許可又は登録を要しない」とは

- 自家用車（白ナンバー）を使った運送行為は法令により国の「許可又は登録」が必要な場面がある
- 「許可又は登録」が必要にも関わらずに有償による運送行為を行うと法令により罰せられる場合がある
- ガイドライン通達は、無償運送行為が本来は自由に行えるものであり、「許可又は登録」をせずに運送行為を安心して行えるよう一定の整理をしたもの

### 道路運送法による

自家用有償旅客運送(法78条2号登録)  
交通空白地・福祉有償運送（いわゆる公共ライドシェア）

自家用自動車による有償運送(法78条3号許可)  
スクールバス・自家用車活用事業(いわゆる日本版ライドシェア)

### 違法

白タク  
白バス

### 道路運送法によらない

許可又は登録を要しない運送態様  
無償、ガソリン代等の実費のみ、生業の範疇、運転役務の提供

本日のご説明内容

【参考】道路運送法（昭和二十六年法律第百八十三号）  
(有償運送)

- 第七十八条 自家用自動車（事業用自動車以外の自動車をいう。以下同じ。）は、次に掲げる場合を除き、有償で運送の用に供してはならない。
- 一 災害のため緊急を要するとき。
  - 二 市町村、特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二条第二項に規定する特定非営利活動法人その他国土交通省令で定める者が、次条の規定により地域住民又は観光旅客その他の当該地域を来訪する者の運送その他の国土交通省令で定める旅客の運送（以下「自家用有償旅客運送」という。）を行うとき。
  - 三 公共の福祉を確保するためやむを得ない場合において、国土交通大臣の許可を受けて地域又は期間を限定して運送の用に供するとき。

# 許可又は登録を要しない運送に関するガイドラインについて

## ガイドライン通達の改正内容

### ○ガイドライン通達（令和6年3月1日付け制定）

許可登録を要しない運送に係る複数存在していた通達をすべて廃止し1つの通達にまとめた

### ○無償運送について

新たに実費の対象として**保険料・車両借料を追加**

### ○宿泊施設等の付随運送

**商店等への立ち寄り・観光スポットへの送迎も可能**であることを明記

### ○ツアー・ガイドに係る付随運送

**ツアーやガイドに付隨して運送が可能**であることを明記

### ○運送サービスの有無で料金に差を設ける場合

**実費の収受が可能**であることを明記

## 許可又は登録を要しない運送の態様についての考え方

### ○道路運送法第78条の規定により、自家用自動車は、原則として、有償で運送の用に供してはならず、災害のため緊急を要するときを除き、例外的にこれを行うためには、国土交通大臣の許可又は登録を受けるべきことが定められている

### ○許可又は登録を必要とした趣旨は、自家用自動車については、一般的に旅客自動車運送事業のような輸送の安全や利用者の保護のための措置が行われておらず、輸送の安全や利用者の保護のための措置が確実に行われていることについて、許可又は登録を通じて確認する必要があるため

### ○個々の運送が、許可又は登録を要する有償運送であるか否かについては、最終的には、それぞれの事案に則して個別に総合的な判断を行うことが必要

## 許可又は登録を要しない運送に関するガイドラインについて

\*許可登録の要否は、それぞれの事案に則して個別に総合的な判断となります

## 「有償」の意義

- 「有償」とは「運送サービスの提供に対する反対給付として財物を收受すること。」であり、これに該当するか否かにより、法の許可又は登録の要否が判断される
- 一方で「無償」運送については道路運送法による規制がなく、本来的には自由に行えるものであり、運送を行える範囲に制限はない

## 收受するものが「反対給付」にあたらない場合

## ○ 謝礼・実費の考え方

- ・社会通念上常識的な範囲での「謝礼」は、運送の対価ではない。運送の提供者が金銭の支払いを求めず、利用者から謝礼として金銭等が支払われたとしても、有償の運送といえず許可又は登録は不要
- ・運送行為が無償で行われる場合においても、ガソリン代等の「実費」を受け取ることは許される
- ・「実費」とは、運送（前後の回送を含む。）に必要なガソリン等の燃料代、道路通行料、駐車場料金、保険料、当該運送を行うために発生した車両借料（レンタカ一代）をいう



ボランティア・共助に対するお礼の気持ち  
(運賃表を定める、強く謝礼を促す行為は不可)

## 実費

- ①ガソリン代等の燃料費
- ②有料道路使用料
- ③駐車場代
- ④移動サービス専用保険料（自賠責・任意保険は対象外）
- ⑤運送を行うために発生した車両借料

## ○ 反対給付が「運送」に対するものではない場合の有償性判断

- ・たとえば宿泊や介護など、提供されるメインのサービスが有償であっても、当該サービスの利用者へ付随的に提供される運送については、運送に特定した反対給付がない場合（送迎利用の有無にかかわらず利用料に差異がない場合）許可又は登録は不要
- ・この場合、燃料代等の実費を求めるることは可能

# 法の許可又は登録を要しない場合の具体例

## ①ホテル・旅館等の宿泊施設の利用者を対象とする運送

○宿泊施設が、駅・空港・港等と宿泊施設との間で、無償の運送サービスを行う場合

- ・利用者の依頼・要望に応じて、**送迎途中で商店等に立ち寄ること**
- ・送迎距離が長距離に及ぶ場合であっても、利用者を対象としたサービスとして社会通念上妥当と考えられる場合

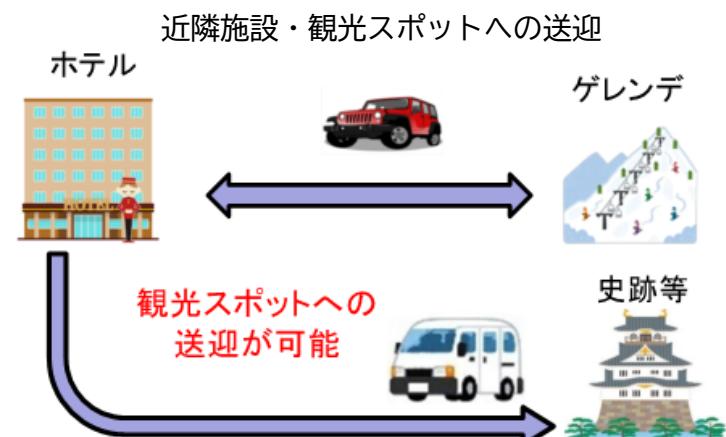


○ホテル、旅館、農家民泊等が近隣施設や観光スポットへの運送を無償で行う場合

- ・スキー旅館からゲレンデへの運送、旅館から海水浴場への運送、宿泊施設からイベント会場への運送など、**利用者を対象に無料サービスとして行う近隣施設等への運送であって、社会通念上常識的な範囲のもの**



駅・空港等との送迎途中でのお土産を含む複数施設への立寄り



# 法の許可又は登録を要しない場合の具体例

## ②ツアーパートicipant者を対象に行うサービスに付随した運送

- ダイビング・シュノーケリング等のマリンスポーツやスノーシューツアー等の事業者が、  
ツアーパートicipant者を近隣の駅・バス停・宿泊施設等からツアーミュニケーション場所まで運送するなど、  
利用者を対象に無料サービスとして行う運送であって、社会通念上常識的な範囲のもの
- サイクリングツアーパートicipant等で、ツアーパートicipant者の突然的な身体的不調や急な天候不良等により、  
ツアーパートicipant者を伴走車に乗せる場合で、運送に特定した反対給付がない場合

許可又は登録は不要



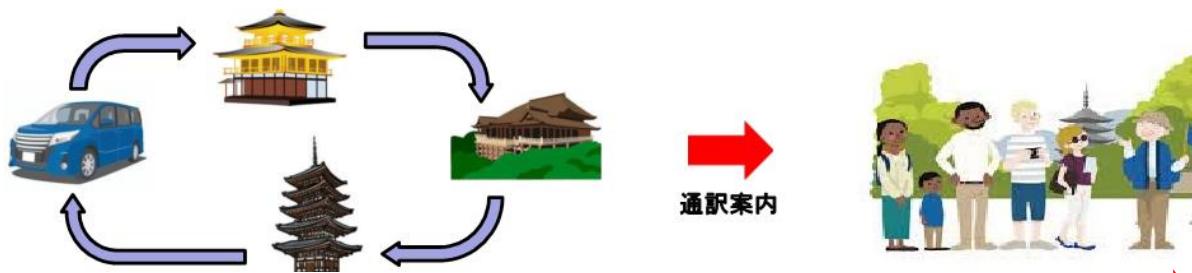
- ただし、ツアーパートicipantと称していても、  
提供されるサービスの実態が、単に目的地への運送のみである場合

許可又は登録を要する

## ③通訳案内士等による観光ガイド事業との一体運送

- 国・地方公共団体及び公益社団法人日本観光振興協会並びに公的機関が認定・付与する資格を有する観光ガイドが、ガイドのために人を運送する場合で、運送に特定した反対給付がない場合

許可又は登録は不要



- ただし、観光ガイドと称していても、  
提供されるサービスの実態が、当該地域に関する専門的な知識や高度な語学力等に基づくガイドの提供ではなく、単に目的地への運送のみである場合

許可又は登録を要する

# その他、運送に関する金銭授受が行われる場合の取扱い

## 利用者の利用料に差を設ける場合の取扱い

### [判断の考え方]

- 宿泊施設における運送サービスについて、利用者間の公平性を図る観点から、  
 当該運送サービスの利用の有無によって施設の利用料や宿泊料に差を設ける場合であって、  
当該差額が運送サービスに要する実費の範囲内である場合
- 当該車両が主として送迎を要する利用者のためだけに購入・維持されていることにかんがみ、  
実費の範囲に、車両償却費、車検料・保険料等の車両維持費を含めることも差し支えない
- 公平性の観点から実費の負担を一部の利用者に求めるために利用料に差異を設ける場合には、  
利用料と運送サービスの実費相当額負担分を明確に分け、必要に応じ利用者等に説明できるように  
 しておくことが望ましい



許可又は登録は不要

### [法の許可又は登録を要しない場合（具体例）]

宿泊施設における運送サービスについて、運送サービスの利用の有無によって宿泊料金に差を設ける場合



# その他、運送に関する金銭授受が行われる場合の取扱い

\*許可登録の要否は、それぞれの事案に則して個別に総合的な判断となります

## 第三者からの給付の取扱い

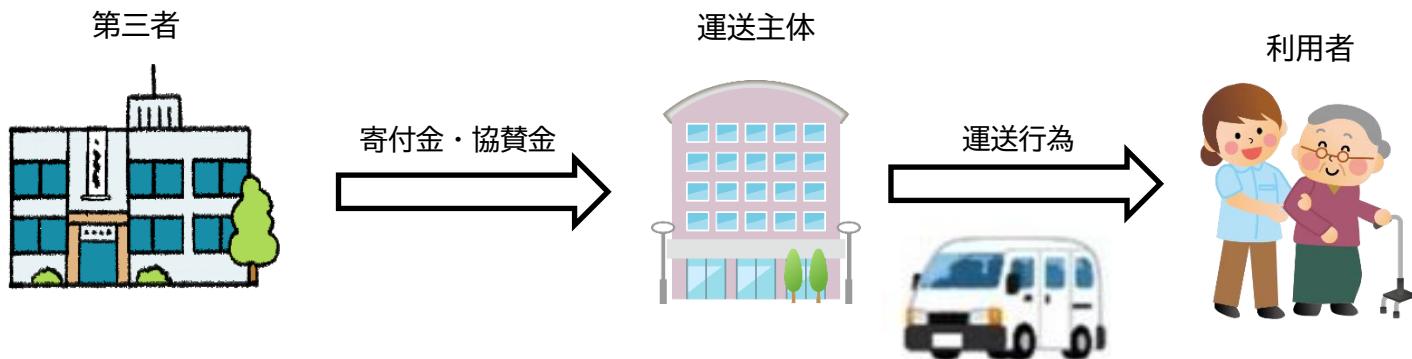
### [判断の考え方]

- 運送主体が「利用者以外から收受するもの」は、原則として「運送サービスの提供に対する反対給付」とは解さない
- ただし、利用者以外の第三者が、利用者に代わって運送主体に  
対し運送の反対給付を行う場合



### [法の許可又は登録を要しない場合（具体例）]

- 国・地方公共団体が運送サービスを行うボランティア団体に対し、団体の職員（運転のみを行う職員及び運転・その他の業務も行う職員を含む）の人工費などに充てるものとして、団体の運営に要する費用の補助金を支出する場合
- なお、**当該運送サービスの提供を受ける利用者に対し、国・地方公共団体が運送利用券を直接又は間接的に給付する場合は、許可又は登録を要する**
- 団体運営の支援として個々の運送行為と紐付かない寄付金、協賛金などを第三者から收受する場合は、有償には該当しない



# その他、運送に関する金銭授受が行われる場合の取扱い

\*許可登録の要否は、それぞれの事案に則して個別に総合的な判断となります

## 運転役務の提供について報酬が支払われた場合

### [判断の考え方]

- 他人の車両の運転を委託されて運転役務を提供した場合に、運転役務の委託者から運転役務の提供者に対して当該役務の提供について報酬が支払われたとしても、有償の運送行為にはあたらない
- ただし、運送の態様又は対象となる旅客の範囲によっては、自動車運送代行業、人材派遣業等とみなされる場合があり、それぞれの関係法令が適用されるため留意が必要

### [法の許可又は登録を要しない場合（具体例）]

- 運転役務の提供者が利用者の所有する車両を使用して送迎を行う場合
- 企業所有の車両を使用し従業員送迎を行う場合で、運転業務を外部に委託する場合

